

92歳までゲートボール

92歳までゲートボールをしていたはなさん。計算が得意でデイサービスでの計算問題はいつも満点。

長寿をお祝いされ、はなさんは「今後も御前崎市とわが家の発展を祈りながら頑張ります」と石原市長や親族が驚くほどしっかりとした口調であいさつをしました。

■誕生日 大正元年12月24日



澤入はなさん
(大山区)

花が大好きな働き者

天気の良い日は、自宅の庭で草取りをするみゑさん。花が大好きで石原市長からお祝いの花束が贈られると、嬉しそうに花束を抱え手放しませんでした。市関係者が帰るとき、玄関先まで出て、愛くるしい表情で「ありがとうございます」と言いながら手を振り見送ってくれました。

■誕生日 大正2年1月16日



酒井みゑさん
(塩原)

百年目のお祝い

石原市長からお祝いの賞状や花束が贈られました。

早起きが長寿の秘訣

読書が好きで80歳を過ぎてもよく本を読んでいたという千枝さん。ダイコンなど野菜作りが好きで、長寿の秘訣は早起きという。石原市長から「おめでとうございます」と言われ千枝さんは、「ありがとうございます。もったいないです」と少し謙遜気味に感謝の言葉を述べていました。

■誕生日 大正2年1月1日



松林千枝さん
(上岬区)

好きな食べ物は果物

若い頃は一生懸命農業に従事していたかつさん。好きな食べ物は果物で、果物は何でも食べるという。現在は自宅のベッドの上での生活が多くなってしまいましたが、週2回、デイサービスセンターに通って体調管理に努めています。家族と一緒に100歳を祝いました。

■誕生日 大正2年1月8日



小山田かつさん
(下比木)

ゆずりあい駐車場事業

平成25年2月から始まります

■ゆずりあい駐車場事業を始めます

不特定多数の人が訪れる公共施設やスーパーマーケットなどの店舗には車いすマークの駐車場が設けられています。しかし、一般の人が駐車場を利用してしまい、本当に必要な人が利用できないという声が多く聞かれます。

そのため県では、車いす利用者など歩行が困難な人たちに「利用証」を交付し、駐車時に利用証を掲げてもらうことで、不適切な駐車を抑制する「ゆずりあい駐車場事業」を始めます。

■利用できる人は？

対象 次の①～⑥のうち、歩行が困難で、かつ日常生活で車いすマークの駐車場の利用を必要とする人

①身体障害者手帳の視覚障害(1～3級、4級の1)、聴覚または平衡機能障害(2～3級)、肢体不自由上肢(1～2級の2)、肢体不自由下肢(1～4級)、体幹(1～3級)、内部障害(1～3級)などの人

②「療育手帳A」の人

③精神障害者保健福祉手帳1級の人

④介護保険の要介護状態区分「要介護2」以上の人

⑤特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾患医療受給者

⑥妊娠7カ月から産後3カ月までの妊産婦

※交付基準など、詳しくは照会先までお問い合わせください。

■申請の方法など

申請日時 2月1日(金)以降の土日・祝日を除く
8時15分～17時

申請窓口 福祉課

申請方法 申請窓口にある交付申出書に記入し、必要書類と併せて窓口に提出してください。※代理人による申請も受付します。

必要書類 対象者ごと異なります。

- ①…身体障害者手帳
- ②…療育手帳
- ③…精神障害者保健福祉手帳
- ④…介護保険被保険者証
- ⑤…特定疾患医療受給者証、小児慢性疾患受給者証
- ⑥…母子健康手帳



■利用方法は？

対象者の状況に応じて、次のどちらかの利用証が交付されます。対象者が乗車する車両のルームミラーに掲げて駐車してください。

- ・車いす常時利用者用(赤色)
- ・上記以外の歩行が困難な人用(緑色)

照会 福祉課 0537-1121